

令和8年度「会計年度任用職員」募集要項

1	募集職種	青少年育成推進員(7時間パートタイム)
2	採用予定人数	1人
3	任用期間	令和8年4月1日から令和8年9月30日まで (最長で令和9年3月31日まで) ※採用後1箇月間は、条件付採用期間とする。 ※勤務実績等に基づく再度の任用の可能性あり。ただし、公募によらない再度の任用は、2回まで
4	職務内容	・ 東近江市青少年育成市民会議本部事務局及び八日市支部事務局における事務 ・ 子供に係る安心安全業務事務 ・ パソコンによる文書作成及びデータの入力や読み込み作業、来客者や電話の対応 ・ 申請書、台帳などの文書の確認・整理(運搬作業あり)、印刷、発送 ・ その他、所属長が指示する業務
5	免許・資格・経験	・ パソコン操作を伴う業務の実務経験(ワード、エクセル) 普通自動車運転免許(AT限定可) ・ 青少年育成アドバイザー養成講習会、青年リーダー研修会等受講を修了した者 ※地方公務員法第16条に定める以下の欠格条項に該当しないこと。 ①拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ②東近江市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ③日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
6	募集対象年齢	不問
7	勤務場所	教育部 生涯学習課 ※東近江市役所東庁舎
8	勤務日、勤務時間	月曜から金曜まで(祝日を除く。) 8時30分 から 16時30分 まで ※7時間勤務、60分休憩
9	報酬、手当 ※翌月21日払い (週休日の場合は前日)	・ 報酬(時間額)1,164円～1,369円/時間 (参考月額…月に20日勤務した場合) 162,960円～191,660円 ・ 通勤手当(費用弁償)…本市条例及び規則に基づき支給(上限55,000円/月) ※自家用車で通勤する場合、指定する駐車場あり。通勤距離2km未満は駐車場利用不可 ・ 時間外手当…本市条例及び規則に基づき支給 ・ 期末手当…本市条例及び規則に基づき支給 (任期の定めが6箇月以上かつ1週間の勤務時間が15時間30分以上の者で、基準日に在職している場合に支給) ・ 勤勉手当…本市条例及び規則に基づき支給 (任期の定めが6箇月以上かつ1週間の勤務時間が30時間以上の者で、基準日に在職している場合に支給)
10	年次有給休暇	本市規則により一会計年度ごとに在職年数と勤務期間に応じて付与 (令和8年4月1日から新規任用の場合:4月時点で7日付与、10月時点で3日付与、年度で計10日付与)
11	加入保険	社会保険 ・ 雇用保険 勤務中の災害は、市の公務災害補償等に関する条例による。
12	服務	地方公務員法に規定する服務及び懲戒の対象となります。
13	選考日、場所	令和8年3月12日(木) 13:30 から (面接指定時間の20分前から受付) 東近江市役所東D会議室(東庁舎)
14	選考の方法	パソコン操作試験(Excelの基本的な操作)、個人面接試験(集団面接の場合あり) ※可否については、面接、履歴書等から総合的に判定します。
15	選考当日の持ち物	①履歴書(写真添付のこと)、②ハローワークの紹介状(ある人のみ)、③運転免許証の写し ④青少年育成アドバイザー養成講習会等修了の写し ※選考の手続きにおいて提出された個人情報については、選考及び任用の手続きに必要な範囲内でのみ使用します。
16	結果の通知	3月下旬に郵送で通知します。 (電話での問合せには、お答えできません。)
17	受験申し込み	ハローワーク又は生涯学習課にお申込みください(電話による応募可)。 申込締切: 令和8年3月10日(火) (土日・祝日を除く 9時から17時までの間)
18	問合せ先	東近江市 教育部 生涯学習課 電話 0748-24-5672 FAX 0748-24-1375 I P 050-5801-5672